

7 福祉障地第 9 5 7 号

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 } 殿  
こども家庭庁支援局長 }

東京都福祉局長

高崎 秀之

## 令和 8 年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬の見直しについて

現在、令和 6 年度から令和 8 年度までの東京都障害者・障害児施策推進計画の計画期間中であり、都は、障害者・障害児が希望する地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の地域生活基盤の整備目標を設定し、整備促進に取り組んでいるところである。

このたび、令和 7 年 12 月 16 日に開催された国の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げや、就労継続支援 B 型事業所の基本報酬区分の見直しなど、令和 8 年度に臨時応急的な見直しを実施する案が示されたが、事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、令和 9 年度報酬改定時に見直しが行われるべきものである。

とりわけ、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げについては、事実上の参入規制であり、地域におけるサービスの充足状況に差がある中、全国一律に行う必要がない。また、報酬の引下げが実施された場合、サービスの質の低下が懸念される。

さらに、計画期間中の方針変更は、現在の整備計画に支障を生じさせ、利用者に必要なサービスを提供できなくなるおそれがある。

以上のことから、計画に基づいた安定的なサービスの確保を図るため、下記のとおり緊急提案を行う。

## 記

令和 8 年度の臨時応急的な報酬の見直しに当たっては、障害者・障害児が必要なサービスを安心して受けられるよう、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズも勘案し、新規事業所への全国一律の報酬引下げを行わないこと。